

労働基準関係法令違反に係る公表事案

静岡労働局

最終更新日：令和7年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) トーシン	静岡県島田市	R6.11.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第147条	発泡スチロール成型機に、労働者の身体の一部が挟まれることを防止するための安全装置を設けなかったもの。	R6.11.5送検
(株) マジマ	静岡県静岡市駿河区	R6.12.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	ドラグ・ショベルを用いて作業を行う際、路肩からの転落を防止する措置を講じなかったもの。	R6.12.2送検
水窪町森林組合	静岡県浜松市天竜区	R7.2.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	立木の伐倒作業を行わせる際、作業場所周辺の倒木などを取り除く措置を講じなかったもの。	R7.2.3送検
KAWANE 抹茶（株）	静岡県島田市	R7.2.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の9	食品加工用機械に、労働者の身体の一部が挟まれることを防止する覆い、囲い等を設けなかったもの。	R7.2.20送検
マルトモ機設（株）	静岡県御殿場市	R7.3.10	労働基準法第32条	労働者3名に、36協定で定めた延長時間を超えた、違法な時間外労働を行わせたもの。	R7.3.10送検
東海建設（株）	静岡県賀茂郡河津町	R7.3.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	クレーン機能を有していないドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げ作業を行ったもの。	R7.3.19送検
紺屋製紙（株）	静岡県富士市	R7.8.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、運転停止の合図を定め、合図者を指名していないかったもの。	R7.8.7送検
（同）桜警備	静岡県浜松市中央区	R7.8.7	最低賃金法第4条	労働者12名に、7か月間の定期賃金合計約1,000万円を支払わなかったもの。	R7.8.7送検

静岡労働局

最終更新日：令和7年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) ゲンバカンリシステムズ	広島県広島市中区	R7.10.1	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第637条	特定元方事業者で、毎作業日に少なくとも1回、工事現場を巡視していないかったもの。	R7.10.1送検
奥平 (株)	静岡県富士市	R7.10.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約9mの地上3階の床面開口部で、要求性能墜落防止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。	R7.10.1送検
(株) エルピースタッフ	静岡県掛川市	R7.10.2	労働基準法第24条	労働者1名に、1か月間の定期賃金約21万円を支払わなかったもの。	R7.10.2送検
三和建商 (株)	静岡県静岡市葵区	R7.10.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	機械のベルトと回転軸の間に覆い等を設けていなかったもの。	R7.10.6送検
浜松生コン (株)	静岡県浜松市中央区	R7.10.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、あらかじめ一定の合図を定めていなかったもの。	R7.10.17送検
ヤマガタ食品 (株)	静岡県沼津市	R7.10.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	機械の回転軸に覆い等を設けていなかったもの。	R7.10.20送検
(有) MEAT PRO鈴木	静岡県御殿場市	R7.11.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5	食品加工用粉碎機に、労働者の身体が接触することを防止する蓋、囲い等を設けていなかったもの。	R7.11.5送検
(株) HOLY	静岡県賀茂郡西伊豆町	R7.11.19	最低賃金法第4条	労働者2名に、1か月間の定期賃金合計約37万円を支払わなかったもの。	R7.11.19送検